



長水管審第1号
令和6年(2024年)8月7日

長門市長 江原達也 様

長門市上下水道事業審議会
会長 西島 武



長門市における適正な下水道使用料のあり方について（答申）

令和6年7月5日付け、長水管総第106号で諮問のありました標記の件について、当審議会の意見を取りまとめましたので下記のとおり答申いたします。

なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

記

1 使用料改定

本市下水道事業は、平成23年から平成28年にかけて3度の下水道使用料の改定を行い、合併後に旧1市3町で異なっていた使用料を統一し、消費税に伴う料金改定はあったものの、現行使用料を維持してきた。また、これまで職員や企業債残高の削減などの経費削減等により経営努力を重ねてきたが、水洗化人口の減や、節水機器の普及等により下水道使用料の収入が減少する一方、経営戦略でも示しているように施設の統廃合や更新を計画的に進める必要がある。

よって、将来にわたって安定した経営を継続するためには、下水道使用料改定についてはやむを得ないと判断した。

2 使用料改定率

使用料の改定率については、「長門市下水道事業経営戦略」の収入見通しや更新計画等を考慮し、平均15%程度が望ましい。

3 使用料体系等

- ・使用料の算定方式については、総括原価方式を採用することとする。

- ・使用料の算定期間については、令和7年度から令和10年度までの4年間とする。
- ・使用料の体系については、現行のとおり基本使用料と従量使用料の二部料金制とする。
- ・基本水量については、公衆衛生上の観点から一定水量の利用を促すという当初の役割を概ね終えていることから、水道料金と同様に廃止することが適当である。ただし、最低限度の生活排水における使用者負担を考慮し、1ヶ月10 m³までの従量使用料は低く抑えるものとする。
- ・従量使用料については、大口需要者のために施設整備に係る費用を要していることから累進使用料制を採用する。ただし、水需要が減少する状況において、大口需要者の使用を抑制する目的は薄れていることから、累進度が過度に高くないように留意すること。

4 改定の時期

使用料の改定期間は、現在の経営状況から判断すると、早急に使用料の増額改定を行う必要があるが、議会承認などの手続きや市民への周知期間の確保に係る期間等を勘案し、令和7年4月1日が望ましい。

【付帯意見】

下水道使用料については、下水道使用料算定期間ごとに経営状況などを勘案し、見直しを実施すること。ただし下水道使用料算定期間内においても毎年度決算状況を反映し検証を行うこと。

これまでの経営努力は評価できるが、さらなる支出削減や企業債残高の削減に努めること。

人口減により水需要の減少が見込まれるため、定住対策や企業誘致など政策的に水需要を増やす取組みを推進していくこと。

下水道使用料の改定については市民の理解と同意が得られるよう説明責任を果たすとともに、十分な周知を行うこと。また下水道事業の将来像や見通し、経営状況等についても同様である。

長門市上下水道事業審議会

会 長	西 島 武
副会長	小 野 妙 子
委 員	伊 藤 孝 身
	大 村 真由美
	川 野 美智明
	末 永 裕 治
	田 邊 博 之
	中 嶋 昌 雄
	山 近 弘 恵
	横 山 具 寛

(委員については五十音順)